



7月18日  
16:20

## 大崎運輸区

# 36協定締結

## 締結期間

2019年8月1日～  
2020年4月30日

# 9箇月

(日及び月間)

東京地本は7月18日、大崎運輸区において「労働基準法第36条第1項に規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定」を東京支社と締結しました。

大崎運輸区では、長期間の要員不足が発生しており、乗務員職場として安全確保の状態が整っていないこと、労働者保護の観点から見ても到底看過できない状態が続いていました。特に運転士では、休日出勤・時季変更権の行使、池袋運輸区への行路移管、補乗、訓練センターへの研修先延ばしが発生している中で、無計画といえる転出を行い、さらに悪化しました。現場長は、休日出勤の確保が難しくなると「電話に出ないのは組織的にやっているのか」「助勤を頼もうか」など無責任な発言を繰り返し、安全衛生委員会で議論をすると「対策もくそもない」と適格性を欠く発言を行いました。心の病に関する議論については「安全衛生委員会では議論しない」と労働者側の提起を足蹴にしました。このようなことから、東京地本は、大崎運輸区における要員問題については、推移の検証とエルダ－の活用を実現すること、そして、安全衛生委員会の充実した調査・審議をめざすために、4月に3箇月締結しました。

7月10日に開催された団体交渉では、運転士・車掌の時季変更件数や年休申請数、主務職社員の超過勤務実績、7月1日現在の「担務ごとの標準数・現在員数」、月別の変形日勤の勤務指定数のデータを具体的に示した上で議論を行いました。そして、締結にあたり以下の3点を確認しました。

### 【確認事項】

- ① 業務に必要な要員については、確保していく。
- ② 大崎運輸区の要員解消に向け、エルダ－本体を希望する場合には積極的にエルダ－活用を行うこと。

**確認** ⇒エルダ－社員の活用については、制度に則り状況を見極めて個々に判断していく。

- ③ 安全衛生委員会の透明性を確保するために、審議内容はすべて記載すること。

**確認** ⇒安全衛生委員会の議事録に記載する判断は、総括安全管理者が行なうこととなるが、議論した内容を安全衛生委員会の審議事項に則り記載する。

**要員がひっ迫している状況は今も変わりません。  
今後も超過勤務や休日出勤など、引き続き検証行動を行っていきます!**